

○ 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（有価証券とみなさなくても公益等のため支障を生ずることがないと認められるもの）</p> <p><u>第四条の二</u> 令第一条の二第一号に規定する内閣府令で定めるものは、普通預金その他の預金（その預金者がその払戻しをいつでも請求することができるもの）に限り、預金保険法施行令（昭和四十六年政令第一百一十号）第三条第一号、第二号又は第七号に掲げる預金等に該当するものを除く。）又は貯金（その貯金者がその払戻しをいつでも請求することができるもの）に限り、農水産業協同組合貯金保険法施行令（昭和四十八年政令第二百一十号）第六条第一号、第二号又は第七号に掲げる貯金等に該当するものを除く。）とする。</p> <p>（電子記録移転権利から除かれる場合）</p> <p>第九条の二 「略」</p> <p>2 前項の規定により同項第一号ハからホまでに規定する金融商品取引業等に関する内閣府令第二百三十三条の二第二項から第四項までの規定を適用する場合には、同条第二項中「第六十二条第一項第一</p>	<p>「条を加える。」</p> <p>（電子記録移転権利から除かれる場合）</p> <p>第九条の二 「同上」</p> <p>2 前項の規定により同項第一号ハからホまでに規定する金融商品取引業等に関する内閣府令第二百三十三条の二第二項から第四項までの規定を適用する場合には、同条第二項中「第六十二条第一項第一</p>

号ロ(1)から(8)までに掲げるもの」とあるのは、「第六十二条第一項第一号ロ(1)から(8)までに掲げるもの及び暗号等資産」とする。

(金融商品取引業から除かれるもの)

第十六条 令第一条の八の六第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

「一〇四 略」

四の二 法第二条第八項第四号に掲げる行為(暗号等資産関連店頭デリバティブ取引(法第百八十五条の二十四第一項に規定する暗号等資産関連店頭デリバティブ取引をいう。ハにおいて同じ。))に係るものに限る。以下この号において「暗号等資産関連店頭デリバティブ取引等」という。)のうち、金融商品取引業者及び法第三十三条第一項に規定する金融機関以外の者で、外国の法令に準拠し、外国において暗号等資産関連店頭デリバティブ取引等を業として行う者が外国から行うものであって、次に掲げる者を相手方とするもの(令第一条の八の六第一項第二号に規定する特定店頭デリバティブ取引並びにその媒介、取次ぎ及び代理を除く。)

イ 「略」

ロ 金融商品取引業者及び金融機関のうち、暗号等資産関連店頭デリバティブ取引等を業として行う者

ハ 金融機関、信託会社又は外国信託会社(これらの者が投資の目的をもって又は信託契約に基づいて信託をする者の計算にお

号ロ(1)から(7)までに掲げるもの」とあるのは、「第六十二条第一項第一号ロ(1)から(7)までに掲げるもの及び暗号資産」とする。

(金融商品取引業から除かれるもの)

第十六条 「同上」

「一〇四 同上」

四の二 法第二条第八項第四号に掲げる行為(暗号資産関連店頭デリバティブ取引(法第百八十五条の二十四第一項に規定する暗号資産関連店頭デリバティブ取引をいう。ハにおいて同じ。))に係るものに限る。以下この号において「暗号資産関連店頭デリバティブ取引等」という。)のうち、金融商品取引業者及び法第三十三条第一項に規定する金融機関以外の者で、外国の法令に準拠し、外国において暗号資産関連店頭デリバティブ取引等を業として行う者が外国から行うものであって、次に掲げる者を相手方とするもの(令第一条の八の六第一項第二号に規定する特定店頭デリバティブ取引並びにその媒介、取次ぎ及び代理を除く。)

イ 「同上」

ロ 金融商品取引業者及び金融機関のうち、暗号資産関連店頭デリバティブ取引等を業として行う者

ハ 金融機関、信託会社又は外国信託会社(これらの者が投資の目的をもって又は信託契約に基づいて信託をする者の計算にお

<p>いて暗号等資産関連店頭デリバティブ取引を行う場合に限る。</p> <p>ニ 「略」</p> <p>「五〇七七 略」</p> <p>「二〇一一 略」</p> <p>(暗号等資産の範囲)</p> <p>第二十一条の二 法第二条第二十四項第三号の二に規定する内閣府令で定めるものは、その価格の変動その他の事情を勘案して金融庁長官が定めるものとする。</p> <p>(不動産の価格等に準ずるもの)</p> <p>第二十一条の三 「略」</p>	<p>いて暗号資産関連店頭デリバティブ取引を行う場合に限る。)</p> <p>ニ 「同上」</p> <p>「五〇七七 同上」</p> <p>「二〇一一 同上」</p> <p>「条を加える。」</p> <p>(不動産の価格等に準ずるもの)</p> <p>第二十一条の二 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	